



# 島根県報

平成26年2月28日（金）

号外第16号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（        ”        ） 3

# 告 示

## 島根県告示第109号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成26年2月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考		
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長				
県道	池田久手停車場線	大田市朝山町朝倉字上田ノロ1926番1地先から同町朝倉字大城1653番3地先まで	前	A	メートル 13.46～ 120.43	367.55	県央県土整備事務所大田事業所	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ 仮設道設置
			後	A	13.46～ 120.43			
			後	B	13.46～ 66.90			
〃	中村津戸港線	隠岐郡隠岐の島町都万上田ノ平1108番1地先から同町都万下田ノ平1113番1地先まで	前		5.30～ 17.40	166.40	隠岐支庁県土整備局	道路改良工事 拡幅
			後		6.50～ 22.70			

## 島根県告示第110号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成26年2月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	261号	邑智郡邑南町井原1939番1地先から同1937番5地先まで	メートル 57.80	平成26年 2月28日	県央県土整備 事務所	
〃	488号	益田市長沢町口1110番8地先から同市 匹見町澄川イ1563番1地先まで	1,612.86	平成26年 3月15日	益田県土整備 事務所	
県道	池田久手停車場線	大田市朝山町朝倉字上田ノロ1926番1 地先から同1921番2地先まで	334.32	平成26年 2月28日	県央県土整備 事務所大田事 業所	
〃	中村津戸港線	隠岐郡隠岐の島町都万上田ノ平1108番 1地先から同町都万下田ノ平1113番1 地先まで	166.40	平成26年 2月28日	隠岐支庁県土 整備局	
〃	〃	隠岐郡隠岐の島町都万柱山1002番3地 先から同1010番2地先まで	120.00	平成26年 2月28日		